



## あらゆる暴力が根絶された社会

目指す姿

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、ジェンダーに基づく暴力が根絶された社会を目指します。

施策の方向 1

### 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

#### 【福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)】

- 配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。
- 被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。
- 暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みを充実します。

### 19 相談体制の充実と連携体制の強化

- 被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。
- 被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。

| 取 組 み  | 担当局           |
|--|---------------|
| ○ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談<br>○ アミカス相談室における相談(再掲)<br>○ 男性のための相談ホットラインによる相談<br>○ 法的助言が必要な被害者に対する法律相談 | 市民局           |
| ○ 区保健福祉センターにおける相談  | こども未来局<br>市民局 |
| ○ 区福祉の総合相談窓口における相談   | 福祉局           |
| ○ 区保健福祉センターにおける精神保健相談  | 保健医療局         |

- 相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。

| 取 組 み  | 担当局 |
|--|-----|
| ○ 会議、研修等を通じた関係機関同士の情報交換<br>○ 配偶者等からの暴力防止対策連絡会議 | 市民局 |

- 高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。

| 取 組 み   | 担当局 |
|---|-----|
| ○ 地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)<br>○ 障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業 | 福祉局 |

- 在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。

| 取 組 み  | 担当局 |
|--|-----|
| ○在住外国人相談者に対する通訳者派遣<br>○相談窓口を案内する多言語対応(9か国語)リーフレットの配布 | 市民局 |

- 相談や支援にかかわる職員や地域住民に対して研修を行い、配偶者等からの暴力に対する理解を深めるとともに、二次被害(被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと)を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。

- 相談員や関係職員の専門性の向上を図り、より質の高い相談支援を目指します。

- 相談員のメンタルヘル스에配慮します。

| 取 組 み   | 担当局 |
|---|-----|
| ○配偶者等からの暴力防止に関する研修講師派遣事業<br>○相談員研修の充実<br>○外部の専門研修への参加 | 市民局 |

- 被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。

| 取 組 み                | 担当局 |
|----------------------|-----|
| ○被害者の情報保護及び各制度の適切な運用 | 市民局 |

## 20 被害者の安全確保

- 被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。

| 取 組 み                       | 担当局 |
|-----------------------------|-----|
| ○緊急時の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護 | 市民局 |

- 安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。

| 取 組 み                    | 担当局           |
|--------------------------|---------------|
| ○区保健福祉センターにおける県や警察との連携対応 | こども未来局<br>市民局 |

- 被害者の保護のため、相手方による住民基本台帳の閲覧及び交付等の制限により、厳重な情報管理を行います。

| 取 組 み                          | 担当局 |
|--------------------------------|-----|
| ○DV及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民基本台帳事務 | 市民局 |

- 民間シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。

| 取 組 み                    | 担当局 |
|--------------------------|-----|
| ○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援 | 市民局 |

## 21 被害者の自立のための支援

- 被害者及び同伴の子どもが安心して生活できるよう、各種支援施策について情報提供や支援を行います。

| 取 組 み   | 担当局 |
|---|-----|
| ○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク<br>○法的助言が必要な被害者に対する法律相談(再掲) | 市民局 |

- 一時保護解除後の被害者等が地域で自立し定着するための支援(アフターケア)を行います。

| 取 組 み           | 担当局 |
|-----------------|-----|
| ○DV被害者等自立生活援助事業 | 市民局 |

- DV被害者及び面前DVを受けた同伴の子どもに対し、心身の健康回復のためのケアを行います。

| 取 組 み                  | 担当局 |
|------------------------|-----|
| ○DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング) | 市民局 |

- 児童福祉、母子父子寡婦福祉、就業、生活保護、市営住宅等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。

- 被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。

| 取 組 み  | 担当局      |
|--|----------|
| ○ひとり親家庭支援センター<br>(就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業、養育費確保支援事業)<br>○母子生活支援施設における自立支援<br>○ひとり親家庭自立支援給付金事業<br>○母子父子寡婦福祉資金貸付事業<br>○高等職業訓練促進資金貸付事業<br>○児童手当<br>○児童扶養手当<br>○特別児童扶養手当<br>○一時預かり事業<br>○ファミリー・サポート・センター事業<br>○子どもプラザ(地域子育て支援拠点事業)<br>○子どもショートステイ(子育て短期支援事業) | こども未来局   |
| ○生活保護制度<br>○生活困窮者自立支援制度<br>○無料低額診療事業   | 福祉局      |
| ○市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用<br>○セーフティネット住宅入居支援事業<br>○子育て世帯の住替えに係る助成   | 住宅都市みどり局 |
| ○就学援助制度  | 教育委員会    |

## 22 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

- 配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。
- 被害者の早期発見、早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。
- 国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います。

| 取 組 み  | 担当局 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会</li> <li>○市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発</li> <li>○相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布</li> </ul> | 市民局 |

- 配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組めます。

| 取 組 み  | 担当局          |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○中高生へのデートDVに関する教育</li> <li>○若年層に向けたデートDVに関する啓発</li> </ul> | 市民局<br>教育委員会 |

## 23 DV対応と児童虐待対応の一体的支援

- 配偶者からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。
- 配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「面前DV」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、DV被害者親子等に対して心理的ケアを図ります。
- 子どもに対する支援にあたって、要保護児童支援地域協議会の構成機関である配偶者暴力相談支援センターが、関係機関との連携を図ります。

| 取 組 み   | 担当局    |
|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者暴力相談支援センターで把握した児童虐待情報の通告・情報提供</li> <li>○DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修</li> <li>○DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)(再掲)</li> <li>○相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援</li> </ul> | 市民局    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童支援地域協議会による連携</li> </ul>  | こども未来局 |

- 職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。
- 相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。
- 性犯罪被害を防止するための広報・啓発、性犯罪被害者を支援するための相談窓口の周知に努めます。

## 24 相談の充実

- セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。

| 取 組 み                          | 担当局   |
|--------------------------------|-------|
| ○アミカス相談室における相談(再掲)<br>○人権啓発相談室 | 市民局   |
| ○教育実習生に対するセクハラ相談窓口             | 教育委員会 |

## 25 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援

- 防犯出前講座の実施などにより、性犯罪を未然に防止するための広報・啓発を行います。
- 相談窓口の周知に努めます。
- 福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組みます。
- 「子ども性暴力防止法」に基づき、教育、保育等を提供する場において、性被害の防止等に取り組みます。

| 取 組 み                                    | 担当局    |
|--|--------|
| ○防犯に関する出前講座<br>○性暴力被害者支援センター・ふくおか        | 市民局    |
| ○保育所職員等研修<br>○性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業 | 子ども未来局 |
| ○性暴力対策に関する学習                             | 教育委員会  |

## 26 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発

- セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。

| 取 組 み                  | 担当局     |
|------------------------|---------|
| ○「働くあなたのガイドブック」の発行(再掲) | 経済観光文化局 |

## 27 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止

●市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。

| 取 組 み       | 担当局              |
|-------------|------------------|
| ○ハラスメント防止研修 | 総務企画局            |
| ○相談窓口       | 各任命権者<br>(総務企画局) |
| ○職員研修講師派遣   | 市民局              |

## 28 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

●学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。

| 取 組 み                  | 担当局   |
|------------------------|-------|
| ○セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修 | 教育委員会 |